

免除保険料率の算定に用いる予定利率についての要望

「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し（平成21年財政検証結果）」が公表されたことに伴い、厚生年金基金についても代行給付を行うための保険料（免除保険料）の料率算定に用いる予定利率の変更が考えられます。

上記の変更は、厚生年金基金の財政運営に大きな影響を及ぼすものであることから、厚生年金基金としての安定的な財政運営が行われるよう、次のとおり要望いたします。

平成21年6月30日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男

厚生労働省年金局長

渡邊 芳樹 殿

厚生年金基金の安定的な財政運営が行われるよう、免除保険料率の算定に用いる予定利率は、引き続き現行の3.2%とする。

厚生年金本体の平成21年財政検証結果に伴う免除保険料率の決定については、厚生年金基金の安定的な財政運営の観点から、免除保険料率の変更を行わないこととする。

平成17年度から厚生年金基金と厚生年金本体との財政の中立化が行われており、厚生年金基金と厚生年金本体との間で直接損得は生じないこととなっているが、厚生年金基金の免除保険料による収入が大きく変動することは、とりわけ今般の金融危機に基づく経済不況の下、効率的な年金資産の運用等にマイナスの影響を与える。

上記を踏まえ、免除保険料率の算定に用いる予定利率は、引き続き現行の3.2%とする。